

塩谷広域行政組合

質 問 書 兼 回 答 書

令和 2 年 7 月 8 日付で公告のありました「塩谷広域環境衛生センター解体工事」に係る質問について以下のとおり回答します。

質問を行う 資料の名称	資料 のペ ージ	質問事項	回答
解体工事仕 様書	P22	汚染物の事前調査結果及び追加調査 1. アスベスト・ダイオキシン類事前調査結果 1-1 アスベスト調査結果 1-2 ダイオキシン類事前調査結果においてこの結果を基に本工事では調査を行わなくてよいのか。	仕様書第 5 章 2. PCB 新規調査及びダイオキシン類新規及び追加調査の 2-2、2-3、2-4、2-5、2-6 に記載の調査を行ってください。 また、18. 汚染物の確認（アスベスト・ダイオキシン類・重金属類）に記載のすべての調査を行ってください。
解体工事仕 様書	P28	4-2 プラント機器石綿含有物の調査及び除去にて 施設改良範囲に AS 使用はないと判断するとありますが、施設改良範囲のご指示お願いできますでしょうか。	既存図の「塩谷広域行政組合可燃ごみ処理施設基幹的整備工事 機械工事竣工図 平成 15 年 3 月」に記載されている範囲が該当になります。
解体工事仕 様書	P31	6-7 灰ピット除去に解体する前に、灰ピットの 4 方向の壁、底盤、沈殿槽の壁、底盤のコンクリートの DXN 分析を行うと記載されておりますが、沈殿槽の壁も 4 方向 DXN の分析をおこなうのでしょうか。もしくは沈殿槽の壁 4 方向を 1 検体として分析するとして宜しいのでしょうか。	第 6 章 18-1 の表 6-18-1 除染後の付着物サンプリングに記載のとおりです。

解体工事仕様書	P35	表面の 150 cmは碎石で舗装天端迄埋め戻すと記載されていますが、150 mmの誤りではないでしょうか？又埋め戻し材は再生碎石を使用してよろしいでしょうか。 碎石下埋め戻しは、購入土埋め戻しとなっておりますが、深度の深い部分も同じと、考えて宜しいでしょうか。	150 cm→150 mmと修正します。 また、再生碎石の使用も可となります。 不足分は購入土としますが、埋め戻し位置（深度）の規定はないものとします。 なお、修正に伴い、仕様書を訂正しました。
解体工事仕様書	P37	13. 外構等解体 舗装はカッターを入れ壊さないようにすると記載されておりますが、重機が稼働すれば舗装は壊れてしまうと思われます。重機可動範囲に敷き鉄板養生は必要に応じて設置するという解釈で宜しいでしょうか。又、壊れた場合舗装の補修を行うことにより敷き鉄板養生は設置しなくても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
内訳書	P35	旧井戸解体撤去の埋設配管、電線、電線管 30m 撤去の範囲 をご指示ねがいます。	詳細は図面が残っていませんが、旧井戸の井戸ピット付近から組合敷地境界までの範囲になります。
内訳書	P35	新井戸解体撤去の埋設配管、電線、電線管 40m 撤去の範囲 をご指示ねがいます。	詳細は図面が残っていませんが、新井戸の井戸ピット付近から組合敷地境界までの範囲になります。
内訳書 解体工事仕様書	P29 P35	車庫棟の解体範囲が見積書では 1FL 以下は残置と記載されており、仕様書では FL 以上が解体範囲と記載されております。見積書を正として宜しいでしょうか。	1FL 以下が残置範囲となります。 なお、修正に伴い、仕様書を訂正しました。
図面 内訳書	32、 33 P53	32 図の破線カッター位置と、思われますが、灰出し施設は基礎解体となる為、施設周り 1500 mm程度の位置にカッターと考えると宜しいでしょうか。又、整地エリア 2,937 m²の内訳	灰出し施設を含むすべての基礎解体の掘削面積は各社の任意となります。したがって、灰出し施設の基礎解体に伴う解体範囲は貴社の提案で問題ありません。なお、土地の形

		をご指示願います。(可燃ごみ+粗大ごみで 2,668.29 m²なので残 304.71 m²分)	質変更が合計で 3,000 m²を超えない施工方法で行ってください。 整地エリアについては、仕様書 P35 9-2 解体範囲 表 6-9-2 に記載のとおりで、内訳書 P36 外構解体の整地工 2,873 m²に新・旧井戸の埋設配管の(巾 0.9m×70m=63 m²)を加えた土地の形質変更の合計が 2,936 m²を想定しています。(端数処理の関係上内訳書の P55 では碎石敷き均しを 2,937 m²としています)
解体工事仕様書 内訳書	P35 P21	ゴミピット解体工法任意ゴミピット解体 CD 工法とありますが、解体仕様書(任意)が正と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
塩谷広域行政組合低入札価格調査制度事務処理要綱	P 2	第4条2(1)ア及びウ 本工事(解体工事)の場合は建築工事と同一と考えてよいですか。	本工事は解体工事であるため、建築工事には含まれません。 それぞれの割合については入札説明書に記載のとおりとなります。
落札者決定基準	3 (2)	全入札者の最低価格には失格となった入札者の金額も含まれますか。	入札説明書において、「失格基準価格を下回って入札を行った者は、調査することなく失格とする。」としているため、全入札者の最低価格には含まれません。
評価点申請	P 4	様式 10、11 の提案書に図等の表現を挿入し作成してもよろしいでしょうか。	提案書に図等を用いても差し支えありません。ただし、図中の文字については判読可能なものとしてください。